

令和7年度沖縄地方労働審議会第1回沖縄県縫製業最低工賃専門部会開催公示

沖縄労働局 一般公示 第7-38号

標記の審議会を下記のとおり開催します。

傍聴を希望される方は、下記申込み要領によりお申し込みください。

なお、下記3議題等(1)の(案)が承認され次第の案内となります。(案)が承認されなかった場合は、傍聴できないことをご承知おきください。

記

1. 日 時 令和7年6月5日(木) 15時～
2. 場 所 那覇第2地方合同庁舎1号館2階 共用中会議室
3. 議題等

- (1) 沖縄県縫製業最低工賃専門部会運営規程(案)について
- (2) 沖縄地方労働審議会運営規程第10条の適用について
- (3) 審議日程(案)について
- (4) 家内労働実態調査要綱(案)及び調査票(案)について
- (5) その他

4. 傍聴者数 8人程度

5. 申込方法等

- (1) 傍聴希望者は、任意様式により、「令和7年度沖縄地方労働審議会第1回沖縄県縫製業最低工賃専門部会傍聴希望」とご記入のうえ、住所、氏名、電話番号(連絡先)を併記し、直接下記窓口に持参されるか、ハガキ又は電子メールにてお申し込み下さい。なお、申込締切日は令和7年6月3日(火)(17時必着)です。

※ 「ハガキ」の送付先 〒900-0006 那覇市おもろまち2-1-1 那覇第2地方合同庁舎
沖縄労働局労働基準部賃金室 宛

※ 電子メールアドレス chinginshitsu-okinawakyoku@mhlw.go.jp

- (2) 傍聴できる方に対しては、当局担当よりご連絡いたします。なお、会場の収容人数に限りがありますので、希望者多数の場合には抽選とさせていただきます。傍聴できない方に対してはご連絡いたしませんのでご了承ください。

6. その他

- (1) 傍聴当日、お申込みいただいたご本人であることを確認させていただく場合がありますので、ご本人であることを証明するものをご持参ください。
- (2) 傍聴される場合には、別紙の「留意事項」を厳守いただきますのでご注意ください。
- (3) 車いすをご利用になられる方は、その旨をお書き添えください。また、介助の方がおられる場合にはその方のお名前もお書き添えください。

<お問い合わせ窓口>

沖縄労働局労働基準部賃金室 TEL 098-868-3421

令和7年5月26日

沖縄労働局長 柴田 栄二郎



別紙

傍聴するに当たっての留意事項

※ 傍聴ができる時間帯

- ・ 会議議題等(1)の(案)が承認され次第の案内となります。
- ・ (案)が承認されなかった場合は、傍聴できないことをご承知おき下さい。
- ・ 委員全員による審議が行われている時間帯に限ります。
- ・ 個人情報の保護に支障を及ぼすおそれがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害されるおそれがある場合、率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、途中、傍聴を控えさせていただく場合があります。
- ・ 開始前及び休憩(休会)中は、会議場内に立ち入りはできませんの
ご了承下さい。

- 1 事務局の指定した場所以外の場所に立ち入ることとはできないこと
- 2 携帯電話等音の出る機器については、電源は必ず切ること
- 3 写真撮影やビデオカメラ、テープレコーダー等の使用を禁止すること
- 4 静粛を旨とし、審議の妨害になるような行為は慎むこと
- 5 審議会委員等の言論に対して賛否を表明し、又は拍手をすることはできないこと
- 6 傍聴中、飲酒および喫煙を禁止すること
- 7 傍聴中の入退室はやむを得ない場合を除き原則禁止とすること
- 8 はちまき、ゼッケン、腕章等の会場内における着用を禁止すること
- 9 銃刀類その他危険な物又はプラカードその他審議会の進行を妨げる恐れのある物を持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序を乱す恐れがあると認められる方の傍聴はお断りすること
- 10 その他、専門部会長及び沖縄地方最低賃金審議会事務局職員の指示に従うこと

※なお、これらの事項を順守できない場合には、傍聴の取り消し又は中途退場を命じることがあります。

沖縄県縫製業最低工賃専門部会事務局
(沖縄労働局労働基準部賃金室)